

公布された条例のあらまし

佐賀県職員給与条例等の一部を改正する条例（条例第 18 号）

1 佐賀県職員給与条例の一部改正関係

(1) 給料表の改定

全ての給料表について、給料月額の一部を改定することとした。（条例第 1 条の規定による改正後の別表第 1～別表第 4 関係）

(2) 勤勉手当の改定

ア 12 月期の支給割合を 100 分の 97.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 117.5）に引き上げることとした。（条例第 1 条の規定による改正後の第 17 条の 4 関係）

イ 6 月期の支給割合を 100 分の 95（特定幹部職員にあっては、100 分の 115）に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 95（特定幹部職員にあっては、100 分の 115）に引き下げることとした。（条例第 2 条の規定による改正後の第 17 条の 4 関係）

2 佐賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正関係

(1) 期末手当について、12 月期の支給割合を 100 分の 172.5 に引き上げることとした。（条例第 3 条の規定による改正後の第 3 条関係）

(2) 期末手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 170 に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 170 に引き下げることとした。（条例第 4 条の規定による改正後の第 3 条関係）

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 期末手当について、12 月期の支給割合を 100 分の 172.5 に引き上げることとした。（条例第 5 条の規定による改正後の第 8 条関係）

(2) 期末手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 170 に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 170 に引き下げることとした。（条例第 6 条の規定による改正後の第 8 条関係）

4 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例の一部改正関係

(1) 期末手当について、12 月期の支給割合を 100 分の 172.5 に引き上げることとした。（条例第 7 条の規定による改正後の第 6 条関係）

(2) 期末手当について、6 月期の支給割合を 100 分の 170 に引き上げ、12 月期の支給割合を 100 分の 170 に引き下げることとした。（条例第 8 条の規定による改正後の第 6 条関係）

5 その他所要の改正を行うこととした。

6 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)イ、2(2)、3(2)及び4(2)は令和 2 年 4 月 1 日から施行し、1(1)は平成 31 年 4 月 1 日から、1(2)ア、2(1)、3(1)及び4(1)は令和元年 12 月 1 日から適用することとした。

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）

1 災害その他の事由により特に必要と認めた場合は、既納の手数料を還付することができることとした。（第 4 条関係）

2 建築士法の規定に基づく二級建築士又は木造建築士の免許の申請に対する審査等に係る手数料の額を改定することとした。（別表第 1 関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2は令和2年3月1日から施行し、1は令和元年8月28日から適用することとした。
- 5 所要の経過措置を定めることとした。
佐賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（条例第20号）
 - 1 令和6年度を目途として、佐賀県産業廃棄物税条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、同条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第5項関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
佐賀県核燃料税条例の一部を改正する条例（条例第21号）
 - 1 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、引用語句等を改めることとした。（第4条及び第5条関係）
 - 2 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。
佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（条例第22号）
 - 1 給料表の改定
 - (1) 全ての給料表について、給料月額の一部を改定することとした。（条例第1条の規定による改正後の別表第1～別表第4関係）
 - (2) 高等学校等教育職給料表及び中学校・小学校教育職給料表について、新たに号給を増設することとした。（条例第2条の規定による改正後の別表第1及び別表第2関係）
 - 2 勤勉手当の改定
 - (1) 12月期の支給割合を100分の97.5（特定幹部職員にあっては、100分の117.5）に引き上げることとした。（条例第1条の規定による改正後の第21条関係）
 - (2) 6月期の支給割合を100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）に引き上げ、12月期の支給割合を100分の95（特定幹部職員にあっては、100分の115）に引き下げることとした。（条例第2条の規定による改正後の第21条関係）
 - 3 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)及び2(2)は令和2年4月1日から施行し、1(1)は平成31年4月1日から、2(1)は令和元年12月1日から適用することとした。
佐賀県青少年健全育成条例の一部を改正する条例（条例第23号）
 - 1 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）第14条の規定により、青少年又は青少年の保護者に対して行う同条各号に掲げる事項の説明に際して行う書面の交付について、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の提供をもって代えることができることとした。（第18条の5関係）
 - 2 保護者が、青少年インターネット環境整備法第15条ただし書の規定により、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対して行う青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に際して行う書面の提出について、当該書面に記載すべき事項を記録した

電磁的記録の提出をもって代えることができることとした。(第18条の5関係)

3 保護者が、青少年インターネット環境整備法第16条ただし書の規定により、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対して行う青少年有害情報フィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出に際して行う書面の提出について、当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提出をもって代えることができることとした。(第18条の5関係)

4 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を求めてはならないこととした。(第22条の2関係)

5 4に違反して、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を行うように求めた者であって、次のいずれかに該当するものは、30万円以下の罰金に処することとした。(第31条関係)

(1) 当該青少年に拒まれたにもかかわらず、当該提供を行うように求めた者

(2) 当該青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は当該青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該提供を行うように求めた者

6 その他所要の改正を行うこととした。

7 この条例は、令和2年4月1日から施行することとした。

8 所要の経過措置を定めることとした。

佐賀県卸売市場条例を廃止する条例(条例第24号)

1 佐賀県卸売市場条例は、廃止することとした。

2 この条例は、令和2年6月21日から施行することとした。

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例(条例第25号)

1 期末手当の改定

(1) 12月期の支給割合を100分の172.5に引き上げることとした。(条例第1条の規定による改正後の第3条関係)

(2) 6月期の支給割合を100分の170に引き上げ、12月期の支給割合を100分の170に引き下げることとした。(条例第2条の規定による改正後の第3条関係)

2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1(2)は令和2年4月1日から施行し、1(1)は令和元年12月1日から適用することとした。